

「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日国自整第216号）の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第216号 平成15年3月18日 一部改正 平成16年2月25日 一部改正 平成19年7月9日 一部改正 平成21年11月24日 一部改正 平成23年3月31日 一部改正 平成28年12月8日</p> <p>各地方運輸局長 } 殿（単名各通） 沖縄総合事務局長 }</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p>道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について</p> <p>近年の自動車技術の進歩等により、マイカーをはじめとして自家用乗用車の保守管理については、特段の専門的知識を必要としなくなっていること等にかんがみ、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成14年7月17日法律第89号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第18号）が平成15年4月1日より施行され、整備管理者制度が見直されることとなったが、これについて、以下のとおり、その運用を定めたので、遺漏なきよう運用されたい。</p> <p>なお、この通達に伴い、昭和26年9月19日付け自整第34号、昭和28年12月12日付け自整第94号、昭和28年12月7日付け自整第95号、昭和30年11月2日付け自整第75号、昭和34年3月9日付け自整第22号、昭和46年10月9日付け自整第265号及び平成7年3月29日付け自整第72号は廃止する。</p> <p>1-1. ～4-1. （略）</p> <p>4-2. 選任届の添付書類 規則第33条第2項に規定する選任届に添付すべき書面のうち、「信じさせるに足る書面」とは、地方運輸局長が信ずるに足る学校や協会等の証明書といった届出者に利害関係のない第三者が証明する書面であるべきであるが、このような書面が得られがたい場合には、本人の履歴の誓約書又は使用者の使用証明書（労働基準法第22条参照）を提出させること。</p>	<p style="text-align: right;">国自整第216号 平成15年3月18日 一部改正 平成16年2月25日 一部改正 平成19年7月9日 一部改正 平成21年11月24日 一部改正 平成23年3月31日</p> <p>各地方運輸局長 } 殿（単名各通） 沖縄総合事務局長 }</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p>道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について</p> <p>近年の自動車技術の進歩等により、マイカーをはじめとして自家用乗用車の保守管理については、特段の専門的知識を必要としなくなっていること等にかんがみ、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成14年7月17日法律第89号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第18号）が平成15年4月1日より施行され、整備管理者制度が見直されることとなったが、これについて、以下のとおり、その運用を定めたので、遺漏なきよう運用されたい。</p> <p>なお、この通達に伴い、昭和26年9月19日付け自整第34号、昭和28年12月12日付け自整第94号、昭和28年12月7日付け自整第95号、昭和30年11月2日付け自整第75号、昭和34年3月9日付け自整第22号、昭和46年10月9日付け自整第265号及び平成7年3月29日付け自整第72号は廃止する。</p> <p>1-1. ～4-1. （略）</p> <p>4-2. 選任届の添付書類 規則第33条第2項に規定する選任届に添付すべき書面のうち、「信じさせるに足る書面」とは、地方運輸局長が信ずるに足る学校や協会等の証明書といった届出者に利害関係のない第三者が証明する書面であるべきであるが、このような書面が得られがたい場合には、本人の履歴の誓約書又は使用者の使用証明書（労働基準法第22条参照）を提出させること。</p>

また、選任届の届出に際しては、整備管理者の責務を被選任者に自覚させるため、当該整備管理者となる者が同意している旨を確認できる書面を提出させること。  
 さらに、一定の条件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2に定める子会社等及び親会社等の関係にある企業及び同一の親会社等を持つ子会社等をいう。以下同じ。）内において整備管理者を外部委託（他の企業に所属する職員から整備管理者を選任することをいう。道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条に基づく事業の管理の受委託により、運行管理業務と一体的に委託している場合を除く。）している場合又は自家用自動車について外部委託している場合には、下表に示す必要書面を併せて提出させること。

ただし、同意している旨については、選任届に記入させることに代えても差し支えない。

上記の必要書面を含め、選任届の際に必要な書面は下表のとおりとする。

提出が必要な届出者	必要書面	備考
① 外部委託をしない場合	(略) ○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）  (略)	(略)
②グループ企業内（委託先委託元が同一のグループに属する場合を指す。以下同じ。）において、整備管理者を外部委託する場合	(略) ○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）  (略)	(略)

また、選任届の届出に際しては、整備管理者の責務を被選任者に自覚させるため、当該整備管理者となる者が同意している旨を確認できる書面を提出させること。  
 さらに、一定の条件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。以下同じ。）内において整備管理者を外部委託（他の企業に所属する職員から整備管理者を選任することをいう。道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条に基づく事業の管理の受委託により、運行管理業務と一体的に委託している場合を除く。）している場合又は自家用自動車について外部委託している場合には、下表に示す必要書面を併せて提出させること。

ただし、同意している旨については、選任届に記入させることに代えても差し支えない。

上記の必要書面を含め、選任届の際に必要な書面は下表のとおりとする。

提出が必要な届出者	必要書面	備考
① 外部委託をしない場合	(略) ○ 被選任者が、過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）  (略)	(略)
②グループ企業内（委託先委託元が同一のグループに属する場合を指す。以下同じ。）において、整備管理者を外部委託する場合	(略) ○ 被選任者が、過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）  (略)	(略)

③ 自家用において、整備管理者を外部委託する場合	(略) ○ 被選任者が、過去2年間(規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間)のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの)  (略)	(略)
--------------------------	---	-----

4-3. ~5-2 (略)

5-3. 整備管理者の兼職及び外部委託について

「兼職」とは、整備管理者がその選任に係る事業において整備管理者以外の業務を兼ねること又は他の使用の本拠においても整備管理者の業務を兼ねることをいい、「外部委託」とは、他の企業に所属する職員から整備管理者を選任することをいう。

① 兼職  
(略)

② 外部委託

○ 事業用自動車の場合(グループ企業内に限る。)

事業用自動車については、原則として整備管理者の外部委託は認めないが、以下に示す条件を全て満足する場合には、自企業内で選任する場合と同等の整備管理を行うことができると考えられるため、例外的に外部委託を認めることとする。なお、本規定はあくまでも例外であるので、厳格に運用されるよう留意されたい。

・ 事業用自動車について、例外的に外部委託を認める条件

- (1) 委託者及び受託者がグループ企業内であること。
- (2) グループ企業が一体となって輸送の安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、次の条件を満たしていること。

イ) グループ企業が共同で作成していること。

ロ) 親会社等と子会社等の関係のみならず、子会社等同士の関係においても、親会社等を介して判断基準を統一することを目的として、親会社等が子会社等に対し指揮、命令及び教育を行う旨が明記されていること。

ハ) 整備管理者が委託者に対し財政面を含めた意見具申を直接行うことを目的として、定期(3月に1回以上)に会議等を開催する旨が明記されていること。

③ 自家用において、整備管理者を外部委託する場合	(略) ○ 被選任者が、過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの)  (略)	(略)
--------------------------	--	-----

4-3. ~5-2 (略)

5-3. 整備管理者の兼職及び外部委託について

「兼職」とは、整備管理者がその選任に係る事業において整備管理者以外の業務を兼ねること又は他の使用の本拠においても整備管理者の業務を兼ねることをいい、「外部委託」とは、他の企業に所属する職員から整備管理者を選任することをいう。

① 兼職  
(略)

② 外部委託

○ 事業用自動車の場合(グループ企業内に限る。)

事業用自動車については、原則として整備管理者の外部委託は認めないが、以下に示す条件を全て満足する場合には、自企業内で選任する場合と同等の整備管理を行うことができると考えられるため、例外的に外部委託を認めることとする。なお、本規定はあくまでも例外であるので、厳格に運用されるよう留意されたい。

・ 事業用自動車について、例外的に外部委託を認める条件

- (1) 委託者及び受託者がグループ企業内であること。
- (2) グループ企業が一体となって輸送の安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、次の条件を満たしていること。

イ) グループ企業が共同で作成していること。

ロ) 親会社と子会社の関係のみならず、子会社同士の関係においても、親会社を介して判断基準を統一することを目的として、親会社が子会社に対し指揮、命令及び教育を行う旨が明記されていること。

ハ) 整備管理者が委託者に対し財政面を含めた意見具申を直接行うことを目的として、定期(3月に1回以上)に会議等を開催する旨が明記されていること。

- (3) 整備管理の適切な実施を担保するため、次の条件を満たしていること。
- イ) 外部委託をすることについて、受託者及び受託者の事業主又は事業場責任者が同意・承認していること。
  - ロ) 整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に関わる事業所間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。
- (4) 当該事業者が、過去2年間のうちに(1)～(3)の条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないこと。

この条件に違反して外部委託していることが判明した場合、正規の整備管理者は存在しないこととなるため、整備管理者の選任義務に違反となる。このような場合にあつては、行政処分等厳正に対処されたい。

(以下略)

6-1. ～10. (略)

別紙1 別紙  
別紙2 (略)  
別紙3 別紙

附 則(平成28年12月8日付け国自整第241号)

1. この通達は、平成28年12月8日から施行する。

- (3) 整備管理の適切な実施を担保するため、次の条件を満たしていること。
- イ) 外部委託をすることについて、受託者及び受託者の事業主又は事業場責任者が同意・承認していること。
  - ロ) 整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に関わる事業所間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。
- (4) 当該事業者が、過去2年間のうちに(1)～(3)の条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないこと。

この条件に違反して外部委託していることが判明した場合、正規の整備管理者は存在しないこととなるため、整備管理者の選任義務に違反となる。このような場合にあつては、行政処分等厳正に対処されたい。

(以下略)

6-1. ～10. (略)

別紙1 別紙  
別紙2 (略)  
別紙3 別紙

## 整備管理者(選任・変更・廃止)届出

平成 年 月 日

運輸局長殿

届出者の氏名又は名称  
ふりがな

運輸支局長殿

届出者の住所及び  
電話番号

Tel ( )

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日	平成 年 月 日		自動車数	業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他						
整備管理者氏名	(ふりがな) ----- 明 大 昭 平			事業用	バス				点検整備、 整備管理者又は 整備管理 の経験	年月から	年月まで	事業場名	位 置	業務の概要
					ハイ・タク									
使用の本拠	名称	----- 営業所			トラック	8トン以上								
	位置	Tel ( ) -----				8トン未満								
事業の種類	1. バス 2. ハイ・タク 3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用			自家用	貨物軽			事業主の 確認書	上記-----が確かに上記事業場において上記の業務 を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名(名称) (代表者名)					
					事業用計									
					レンタカー	11人以上								
					バス (レンタ カー以外)	11人未満								
					30人以上									
				30人未満										
				その他										
				自家用計										
整備責任者		職名	合計				整備士	種 類	級					
委 託	所属事業主 同意書	当事業場の上記-----が-----の整備管理者になる ことに同意します。 なお、当事業場との距離は、約-----mです。		車両法第53条 の規定による解 任の有無	有 ( 年 月 日 )	被選任者の 同意書	合格年月日	年 月 日						
		事業者住所氏名(名称)  (代表者名)		変更・廃止 の事由	無		合格証書番号	第 号						
				交代・退職・死亡・解任・ その他( ) 前管理者名( )			私-----は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。 (氏名)							
兼職の有・無	職名	職務内容												
既に整備管理者 に選任されてい る本拠	名称													
	位置													

注意事項

- この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
- 整備管理者1名ごとに提出すること。
- 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。
- 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。
- 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること

- 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)
- 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること
- 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること
- 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること

# 整備管理者(選任・変更・廃止)届出

平成 年 月 日

運輸局長殿

届出者の氏名又は名称  
ふりがな

運輸支局長殿

届出者の住所及び  
電話番号

Tel ( )

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日	平成 年 月 日		自動車数	業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他							
整備管理者氏名	(ふりがな) 明 大 昭			事業用	バス									点検整備、 整備管理者又は 整備管理 の経験	年月から
					ハイ・タク										
使用の本拠の 位置	名称	営 業 所			自家用	トラック	8トン以上								
	住所	Tel ( )				8トン未満	貨物軽 事業用計								
事業の種類	1. バス 2. ハイ・タク 3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用			レンタカー	11人以上		事業主の 確認書	上記_____が確かに上記事業場において上記の業務 を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名(名称) (代表者名)							
				バス (レンタ カー以外)	30人以上								その他		
整備責任者		職名		合計			整 備 士	種 類	級						
委 託	所属事業主 同意書	当事業場の上記_____が_____の整備管理者になる ことに同意します。 なお、当事業場との距離は、約_____mです。 事業者住所氏名(名称) (代表者名)		車両法第53条 の規定による解 任の有無	有 ( 年 月 日 )	合格年月日		年 月 日							
				変更・廃止 の事由	無	交代・退職・死亡・解任・ その他( ) 前管理者名( )	合格証書番号	第 号							
兼職の 有・無	職名	職務内容													
既に整備管理者 に選任されてい る本拠	名称														
	位置														

注 意 事 項	1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。 2. 整備管理者1名ごとに提出すること。 3. 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。 4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。 5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること	6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。) 7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること 8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること 9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること
------------------	--	--